

居宅訪問型児童発達支援のご案内

～「居宅訪問型児童発達支援」は、このような支援をします！～

障がいのある児童の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作を身に付けるための支援、自分の考えを相手に伝えるなどのコミュニケーションに関する支援等を実施します。

☆重度の障がいがあり複数の児童が集まる場所に通うことができない

☆人工呼吸器を装着し医療的ケアが必要で、外出ができない

児童の障がいの状態により外出することができず、児童発達支援（医療型含む）・放課後等デイサービスに通えないため、支援を受けることができていないお子さまに訪問支援をします。また、訪問支援から通所支援に移行することを目指します。

【対象となる児童は？】

重度の障がいがある児童、医療的ケアが必要な児童、重い疾病のため感染症にかかるおそれがある児童で、児童本人の障がいの状態により、外出することが困難な児童

【頻度は？】

基本として週2回を目安に実施します。

【だれが、どのように利用するの？】

- ①利用を希望する児童の保護者が、お住まいの区の保健福祉センターに利用申請を行います。
※児童の生活状況等について、保護者の方に聴き取りを行います。
また、確認にあたって障がい者手帳や医師の診断書等の提出が必要です。
保護者の方への聴き取りと併せて、医師の診断書等で、児童の障がいの状態により外出困難であることを確認します。
- ②障がい児相談支援事業者が保護者へ事前に連絡のうえ、自宅を訪問し面接します。保護者や児童のサービスの利用意向を聴き取り、区役所へ提出する書類を作成します。
- ③区役所から、サービスの利用に必要な障がい児通所支援受給者証を保護者に交付します。
- ④障がい児相談支援事業者が児童のサービス利用等に関係する事業者等との連絡調整を行い、事業者から、児童の保護者へ、事前に訪問日の日程調整等について連絡があります。
- ④保護者と事業者で、具体的な支援内容や日程を相談します。
- ⑤当日は、身分証を携帯した『居宅訪問型児童発達支援事業者』の職員が、自宅を訪問し、事前の打合せ内容により、対象児童の支援を行います。

【お問い合わせ先】

- *お住まいの区の保健福祉センター
- *福祉局障がい者施策部障がい支援課